

令和4年10月17日

第1回 産業保健のあり方に関する検討会

資料3

今後の産業保健のあり方に関する論点

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

今後の産業保健のあり方に関する論点

1 多様化するニーズに対応した産業保健の位置づけについて

- 産業保健は業務に起因して発生する疾病や、業務により疾病が増悪することを予防することを一義的な目的としてきたが、多様化する産業現場の課題やニーズの変化を踏まえ、今後産業保健が担うべき役割、目指すべき姿は、どうあるべきか。
- 疾病を抱える者の疾病管理や就業管理（治療と仕事の両立支援）、生活習慣病等の疾病の予防、女性の健康問題への対応、感染症対策など、業務と直接的な関連がない健康問題への対応は、産業保健の中でどのように位置づけるべきか。

2 取組を推進すべき産業保健活動について

- 今後、産業保健において重点的に取り組むべき課題は何か。また、どのように取り組むべきか。
 - ・ 増加するメンタルヘルス不調を予防するためのストレスチェック制度をはじめとする有効策
 - ・ 疾病による離職を防ぐための治療と仕事の両立を推進するための方策
 - ・ アブセンティーズムの防止のみならず、生産性向上やプレゼンティーズム防止のために産業保健において進めるべき疾病予防、疾病管理、重症化予防の取組
 - ・ 高年齢労働者が増加する中での加齢による身体機能の低下に対する対策
 - ・ 女性の健康問題への対応
 - ・ 化学物質の自律的な管理における健康管理対策
 - ・ テレワークの増加に伴う分散型の就業形態における健康管理対策

今後の産業保健のあり方に関する論点

3 産業保健の実施体制・担い手について

- 産業医の職務について、どう考えるか。
 - ▶ 現行の法令においては、産業医は広範な役割を担うこととされているが、そもそも医師の資格を有する者として、中心的に担うべき職務にはどのようなものがあるか。
 - ▶ 医師不足の地方部の事業場や、事業場数が多く業種・業態が多様な中小企業も含めて必要な産業保健サービスが提供されるために、産業医としてのリソースを有効に活用する観点から、重点とすべき職務は何か。

- 衛生管理者の職務について、どう考えるか。
 - ▶ 衛生管理者は、総括安全衛生責任者の職務のうち、衛生に関する技術的事項を担うこととされているが、現場では具体的にどのような役割を担っているか。
 - ▶ 今後、衛生管理者は、どのような立ち位置で、どのような役割を果たすことが、現場の実態にも即したものとなるか。安全管理者のいない事業場でも、労働者の健康とも関連が深い転倒等の災害が多発している現状を踏まえ、衛生管理者が果たすべき役割はあるか。

- 産業医と衛生管理者に限定されている現在の仕組みについて、今後のあり方をどう考えるか。
 - ▶ 産業医・衛生管理者以外にも、保健師・看護師、化学物質管理者、作業環境測定士等様々な者が活動する中で、今後の産業保健活動は、どのような体制で実施することが（どのような役割分担で、誰がどのような役割を果たすことが）、現場のニーズにも合ったものとなるか。
 - ▶ すでに多くの現場で活動している保健師・看護師は、今後どのように位置づけるべきか。

今後の産業保健のあり方に関する論点

- 50人未満は衛生推進者以外の体制はなし、50人以上は産業医と衛生管理者の選任が義務（ただし産業医の活動量についての基準はなし）、1,000人以上は専属産業医の選任義務という現在の仕組みについて、どう考えるか。
 - ▶ 事業場の人数規模で、50人、1,000人という区分けを設ける仕組みは妥当か。多種多様な業態に合った仕組みになっているか。
 - ▶ 現在の仕組みは、必要とする全ての労働者に産業保健サービスを提供できる仕組みとなっているか。
- 主に事業場内の産業保健スタッフによる活動が想定されている現在の仕組みに対し、保険者、健診機関、健康管理サービス会社等の外部組織による産業保健サービスの提供はどう位置づけるべきか。
 - ▶ 既存のリソースを有効に活用する観点からも、どのような主体が、どのようなサービスを提供する体制が、合理的かつ効果的と考えられるか。多様な形を柔軟に取ることができるようにするべきか。
- 健康保険法や高齢者医療確保法に基づき、被保険者の健康増進に関する役割を担っている保険者と産業保健は、どのような連携体制を構築するべきか。
 - ▶ 安衛法に基づく健康診断後の保健指導と、特定保健指導の関係はどう整理するべきか。
 - ▶ 事業者と保険者のコラボヘルスを進めるに当たり、産業保健と保険者との関係は、どのように整理するのが効率的、効果的か。

今後の産業保健のあり方に関する論点

4 産業保健を担う者の資質向上について

- 産業医、衛生管理者がそれぞれの役割を適切に果たすことができるように、どのような教育研修が必要か。
 - ▶ 現行の仕組みで見直すべき点はあるか。
 - ▶ 産業医や衛生管理者に対しては、どのような知識・技能を身につけられるべきか。またそのための方法はどうかあるべきか。
- 産業現場で活動する保健師・看護師については、どのように位置づけられるのか。またどのような教育研修が必要か。

5 中小企業における産業保健活動について

- 中小企業において効果的な産業保健活動を行うためには、どのようなリソースを活用し、どのような体制で実施することが望ましいか。
- 中小企業の産業保健活動に対して、どのような支援が必要か。
 - ▶ 産業保健総合支援センターや地域産業保健センターは、どのような支援を行うべきか。
 - ▶ 地域に根ざした組織（経済団体、同業者団体等）との連携は考えられるか。
 - ▶ 経済的支援は、どのような形で行うことが効果的か。

今後の産業保健のあり方に関する論点

6 生産性向上効果について

- 健康経営に関心を持つ経営者が増えている一方、健康管理や健康増進への取組の実行に結びつかない企業が存在する現状において、産業保健活動を効率的に推進するためには、何が必要か。
- 労働者の健康管理は事業者の基本的な責務であることは前提であるが、法令上の義務だから違反にならないよう最低限の措置さえ実施すれば良いという発想を持つ経営者に対し、経営上生産性向上に繋がる重要な視点であることを啓発することも必要ではないか。
- 産業保健活動がもたらす効果は、健康寿命の延伸、企業力の向上や地域の活性化にもつながるのではないか。また、そうした観点から、地方公共団体や地域に根ざした組織（経済団体、同業者団体等）も含め、より幅広く連携を図ることで、効果を高めていくことができるか。

7 IT技術の活用促進について

- IT技術を積極的に活用することにより、労働者の健康管理を充実し、効率化することが可能ではないか。どのような業務に、どのように活用することが考えられるか。
- 産業保健活動において、オンライン化により効率化ができるものはあるか（産業医等の移動時間も含めて効率化できる業務はあるか）。
- テレワーク等により、就業場所が自宅を含めて分散化・多様化する中で、職場巡視はどうあるべきか。また、職場巡視にどのようにIT技術を取り入れられるのか。